

東海市無電柱化推進計画

令和2年（2020年）3月

東 海 市



－ 目次 －

I. 無電柱化の目的と位置づけ

1. はじめに	1
2. 無電柱化の目的	2
(1) 防災	2
(2) 安全で円滑な交通確保	2
(3) 景観形成	2
3. 無電柱化推進計画の位置づけ	3

II. 整備方針

1. 無電柱化の整備手法	4
(1) 地中化による無電柱化(電線共同溝方式)	5
(2) 地中化による無電柱化(電線共同溝方式以外)	6
ア 自治体管路方式	6
イ 単独地中化方式	6
ウ 要請者負担方式	6
(3) 地中化以外による無電柱化(裏配線、軒下配線)	7
2. 無電柱化の課題	8
(1) コストの高さ	8
(2) 事業期間の長さ	8
(3) 地上機器の設置場所の確保	9
3. 無電柱化の基本的な方針	10

III. これまでの整備実績

1. 市内の状況	13
2. 市内の無電柱化の実績	13
(1) 大田地区	13
(2) 横須賀地区	14
(3) その他	14

IV. 整備計画

1. 無電柱化推進計画の期間	1 6
2. 無電柱化の推進に関する目標	1 6

V. 無電柱化の推進に向けた施策等

1. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	1 8
(1) 占用制度の運用	1 8
ア 占用制限制度の適切な運用	1 8
イ 占用料の減額措置	1 8
(2) 関係者間の連携の強化	1 8
ア 工事の連携	1 8
イ 地上機器の民地活用及び有効活用	1 9
ウ 他事業との連携	1 9
(3) 財源の確保	1 9
2. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	2 0
(1) 市民等への啓発	2 0
(2) 無電柱化に関する情報収集・共有	2 0
(3) 計画の進行管理	2 0

VI. 参考資料

1. 東海市無電柱化推進計画策定体制	2 2
(1) 東海市無電柱化推進計画策定委員会	2 2
(2) 東海市無電柱化推進計画作成のための勉強会	2 3
2. 東海市無電柱化推進計画策定経緯	2 4
(1) 東海市無電柱化推進計画策定委員会	2 4
(2) 東海市無電柱化推進計画作成のための勉強会	2 4
(3) 幹部会	2 4
(4) 政策調整会議	2 4
(5) 東海市議会	2 4
(6) パブリックコメント	2 5
3. 東海市無電柱化推進計画策定委員会設置要綱	2 6
4. 無電柱化済路線	2 8
5. 対象路線等の選定	2 9
6. 用語集	3 1

I. 無電柱化の目的と位置づけ

1. はじめに

戦後の日本では、急増する電力・通信需要に対応するため、多くの電柱が道路沿いに建てられてきました。その結果、林立する電柱が歩行者や車いす利用者の通行の妨げとなっており、更に張り巡らせた電線が景観を損ねています。

また、今後、発生が予測される南海トラフ地震や大型台風等の自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞等により、避難や救急活動に支障が生じる恐れがあり、無電柱化による防災機能の強化が必要であることが改めて認識されています。

本市では、中心市街地である太田川駅周辺を始めとする都市基盤整備や幹線道路網の整備が進む中、今後、リニア中央新幹線や都市計画道路西知多道路、中部国際空港の第2滑走路の整備等により訪日外国人客や国内からの観光客の増加が見込まれる等、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化するものと考えています。

このような状況の中で、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、無電柱化の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月16日公布）が施行され、同法の第8条では、国及び県の策定する無電柱化推進計画を基本として、市の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。

本計画は、今後の本市における無電柱化の基本的な方針等を定めるものです。

2. 無電柱化の目的

(1) 防災

地震や津波、台風等の自然災害による電柱倒壊は、道路を閉塞する事態を発生させ、避難や救急活動、物資支援等に多大な影響を及ぼします。

また、架空線が切断され、電力・通信サービスの供給が妨げられます。

災害時において、緊急車両が通行可能な道路を確保することは極めて重要です。

このため、無電柱化を推進することで防災性の向上を図ります。



図－1 災害時の道路閉塞状況
(出典：国土交通省ＨＰ)

(2) 安全で円滑な交通確保

駅や公共施設周辺等の歩行者や車いす利用者が多い歩道上の電柱や、歩道のない道路の路肩部の電柱は、安全で円滑な通行を妨げる恐れがあります。

このため、無電柱化を推進することで安全で円滑な交通を確保します。



図－2 通行の支障となる電柱
(出典：国土交通省ＨＰ)

(3) 景観形成

本市の景観は、中心市街地である太田川駅周辺を始めとする土地区画整理事業や民間の開発行為等によって形成される、それぞれの地区の特性にふさわしい都市景観と、山車まつりの文化を始めとする数多くの貴重な歴史文化資源による景観がありますが、電線等が支障となり、景観を損ねています。

このため、無電柱化を推進することでこれらの良好な景観を保全し、地域の魅力向上につなげます。



図－3 祭りの風情を損なう電線

3. 無電柱化推進計画の位置づけ

国及び愛知県の無電柱化推進計画を基本として、本市の上位計画である第6次東海市総合計画後期計画（平成31年（2019年）3月策定）、都市計画に関する基本的な方針である東海市都市計画マスタープラン（平成31年（2019年）3月改定）との整合を図るとともに、関連する東海市地域防災計画（令和2年（2020年）1月修正）や東海市立地適正化計画（令和2年（2020年）3月変更）等の分野別計画を踏まえ、東海市無電柱化推進計画を策定します。

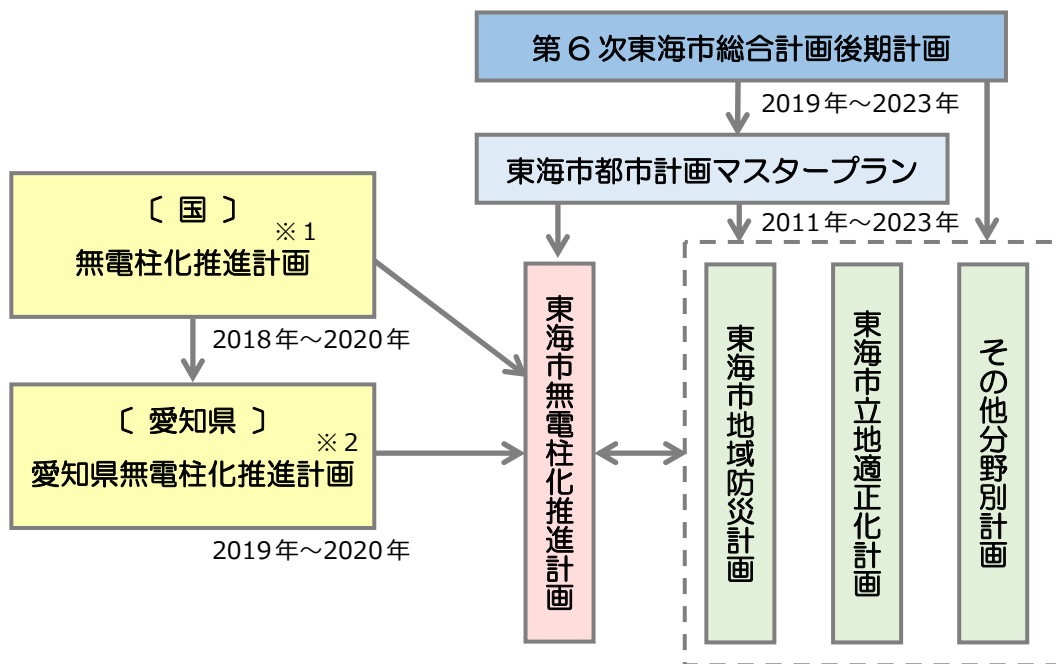


図-4 東海市無電柱化推進計画の位置づけ

※1 無電柱化推進計画

平成28年（2016年）12月に施行された無電柱化の推進に関する法律に基づき、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、国土交通省が平成30年（2018年）4月に「無電柱化推進計画」を策定

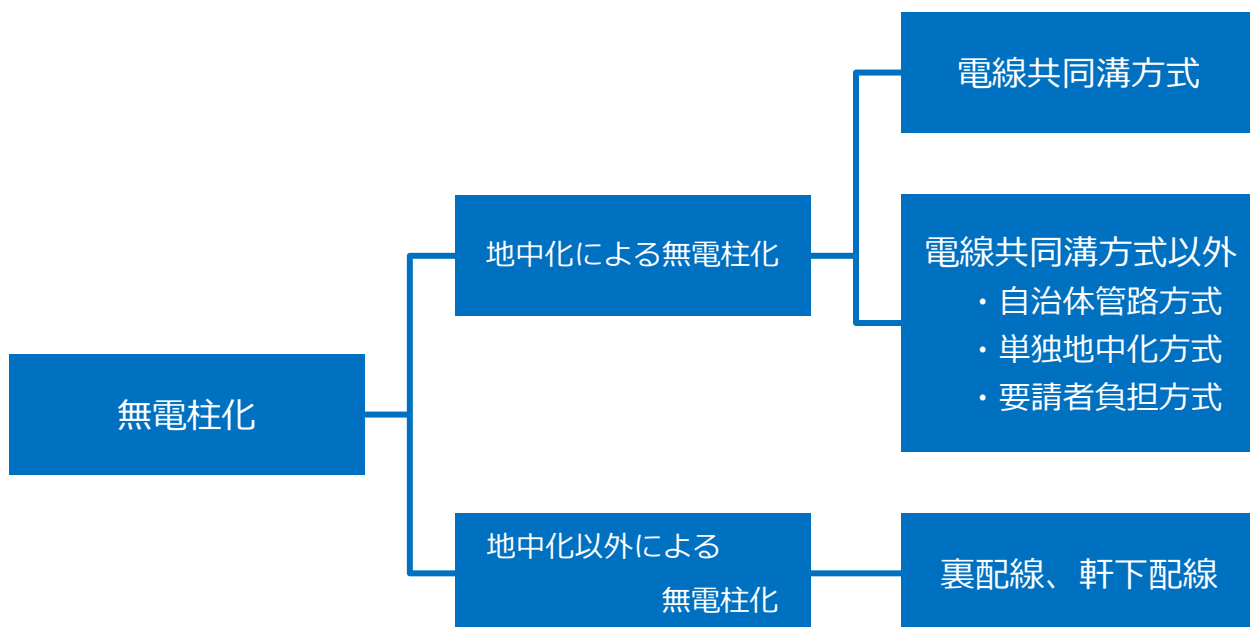
※2 愛知県無電柱化推進計画

愛知県は、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震が想定される地域であり、強靱な県土づくりを目指す必要性から、その手法の一つとして無電柱化の推進を図るため、令和2年（2020年）2月に「愛知県無電柱化推進計画」を策定

Ⅱ．整備方針

1．無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、電線類を地中化する方法と地中化以外の方法に大別されます。



図－5 無電柱化の整備手法

(1) 地中化による無電柱化（電線共同溝方式）

道路の地下空間を活用して電力線、通信線をまとめて収容する標準的な無電柱化の手法として、電線共同溝方式があります。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく整備方式で、道路管理者が電線共同溝等の管路設備を整備し、電線管理者が電線や地上機器を整備する方式です。

電線共同溝方式による整備に際しては、収容する電線類の量、道路交通の状況及び既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である管路の浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等を積極的に採用します。

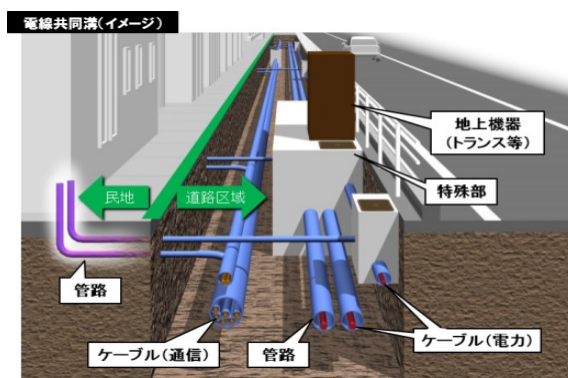


図-6 電線共同溝イメージ
（出典：国土交通省HP）

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	直接埋設
現行よりも浅い位置に埋設	小型化したボックス内にケーブルを埋設	ケーブルを地中に直接埋設

図-7 低コスト手法の種類（出典：国土交通省HP）

(2) 地中化による無電柱化（電線共同溝方式以外）

ア 自治体管路方式

地方公共団体（道路管理者以外）が管路設備を整備する方式です。構造は電線共同溝と同じ管路方式が中心であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理します。

イ 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で管路設備を整備する方式です。管路等は電線管理者が道路占用物件として管理します。

なお、単独地中化の実施については、現在、国土交通省が実施している「官民連携無電柱化支援事業」の適用等を踏まえて検討します。

ウ 要請者負担方式

各地方の無電柱化協議会で優先度が低いとされた箇所において無電柱化を実施する場合に用いる方式です。原則として道路管理者等の要請者が費用の全額を負担します。

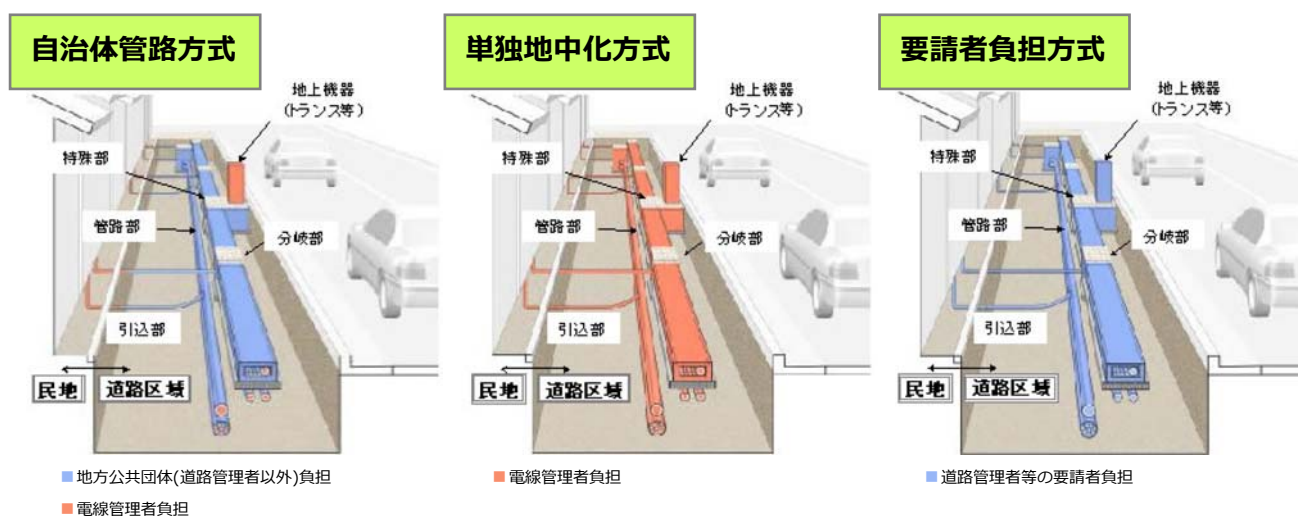
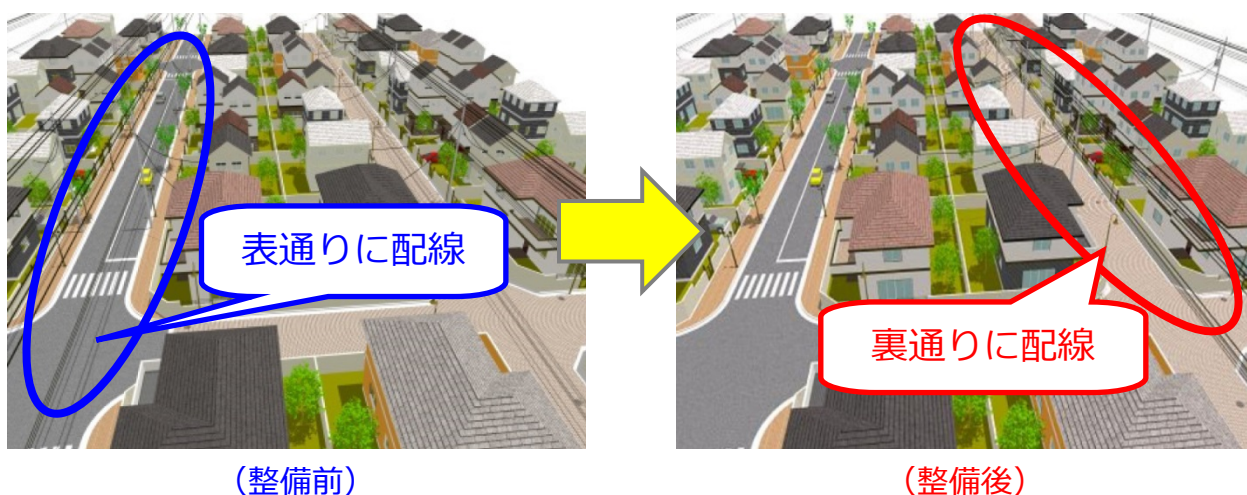


図-8 費用負担の概要図（出典：国土交通省HP）

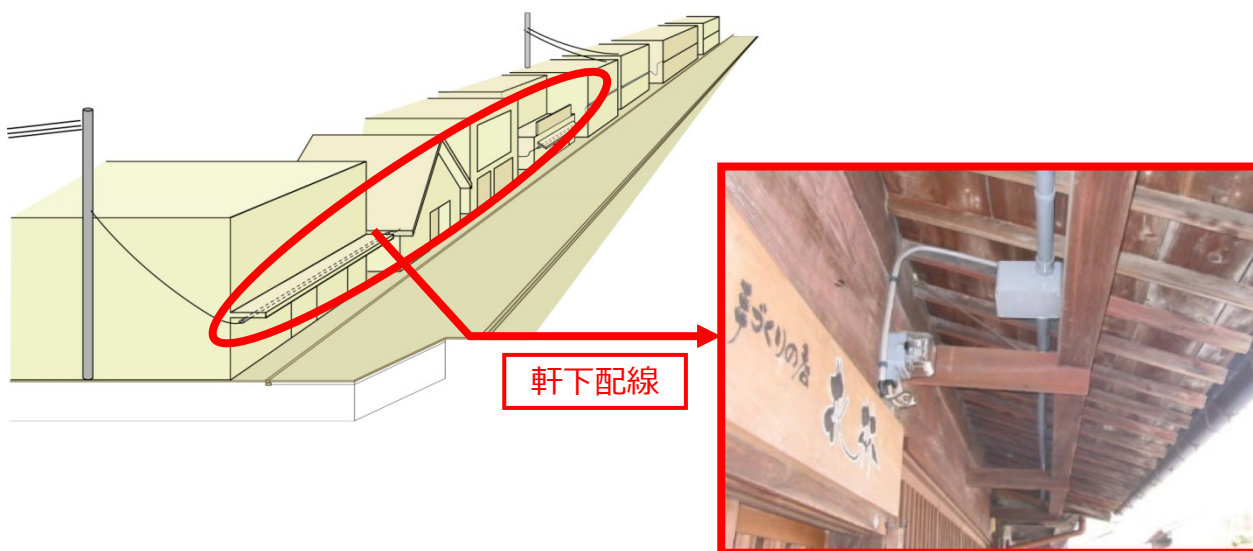
(3) 地中化以外による無電柱化（裏配線、軒下配線）

電線類の地中化によらない無電柱化の手法として、裏配線や軒下配線があります。一般的には観光地周辺や市街地開発事業の区域等において導入されています。

本手法に関しては、地域住民との合意形成が必要である等、限られた条件に合致しなければ採用は難しいため、電線管理者と現地の状況を確認し、町内会や地域住民等と調整を図り、実施します。



図－9 裏配線（出典：国土交通省HP）



図－10 軒下配線（出典：国土交通省HP）

2. 無電柱化の課題

(1) コストの高さ

電線共同溝の整備には、多額の費用がかかります。国土交通省によると電線共同溝方式による地中化に要する費用は、5.3 億円/km と示されており、道路管理者及び電線管理者ともに負担が大きく、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。このため、道路管理者及び電線管理者が連携して、より低コストな手法を検討していく必要があります。

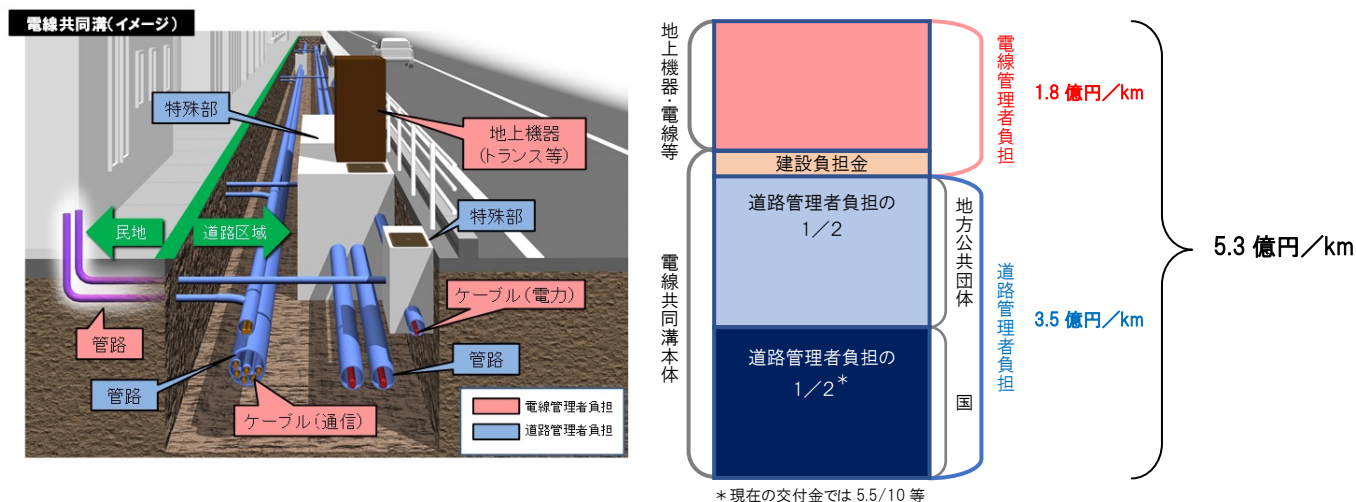


図-11 電線共同溝方式による負担区分（出典：国土交通省HP）

(2) 事業期間の長さ

電線共同溝の整備には、既に水道、ガス等が埋設されている地下空間に新たな電線共同溝を整備するため、設計段階から多数の関係事業者との調整が必要になることに加え、支障となる埋設物の移設、電力・通信の供給工事等を段階的に取り組む必要がある等、完成まで長期に渡ります。

また、一般的に計画段階から電柱がなくなるまで約7年間に要するとされています。沿道への負担を軽減し、早期に無電柱化事業の効果を発揮するためには、工期の短縮に向けた検討を進める必要があります。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
①設計・手続き							
②支障移設工事							
③電線共同溝本体工事							
④引込管工事・ケーブル入線工事							
⑤電線・電柱撤去工事							
⑥舗装復旧工事							

図-12 電線共同溝整備の標準的なスケジュール

(3) 地上機器の設置場所の確保

電線共同溝の整備には、電気事業者の道路占用物として、地上機器（変圧器や開閉器等）の設置が必要です。市道の多くは歩道がなく幅員の狭い生活道路であるため、現状の道路区域内に地上機器の設置場所の確保が難しい状況です。

このように、道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、公共施設の公有地及び民地の空地等の活用を、管理者等の同意を得ながら検討する必要があります。



図－１３ 地上機器を民有地に設置した事例（出典：国土交通省ＨＰ）

3. 無電柱化の基本的な方針

無電柱化の現状と課題を踏まえ、効果的・計画的に無電柱化を推進するため、防災、安全で円滑な交通確保及び景観形成の観点から、本市では以下の方針に基づいて優先的に無電柱化を推進します。

方針1 都市全域の防災性の向上

災害時の救急活動、物資輸送を円滑に行うためには、被災地と防災拠点等を結び、緊急車両の通行する道路を早期に確保することが重要であることから、緊急輸送道路等について、無電柱化を推進します。

方針2 安全で安心な道路空間の確保

高齢者や障害者等を含む不特定多数の人たちが利用するしあわせ村や公立西知多総合病院等への駅からのアクセス道路や周辺道路及び、乗降客数や歩行者通行の多い駅周辺において、安全で安心な道路空間を確保するために無電柱化を推進します。

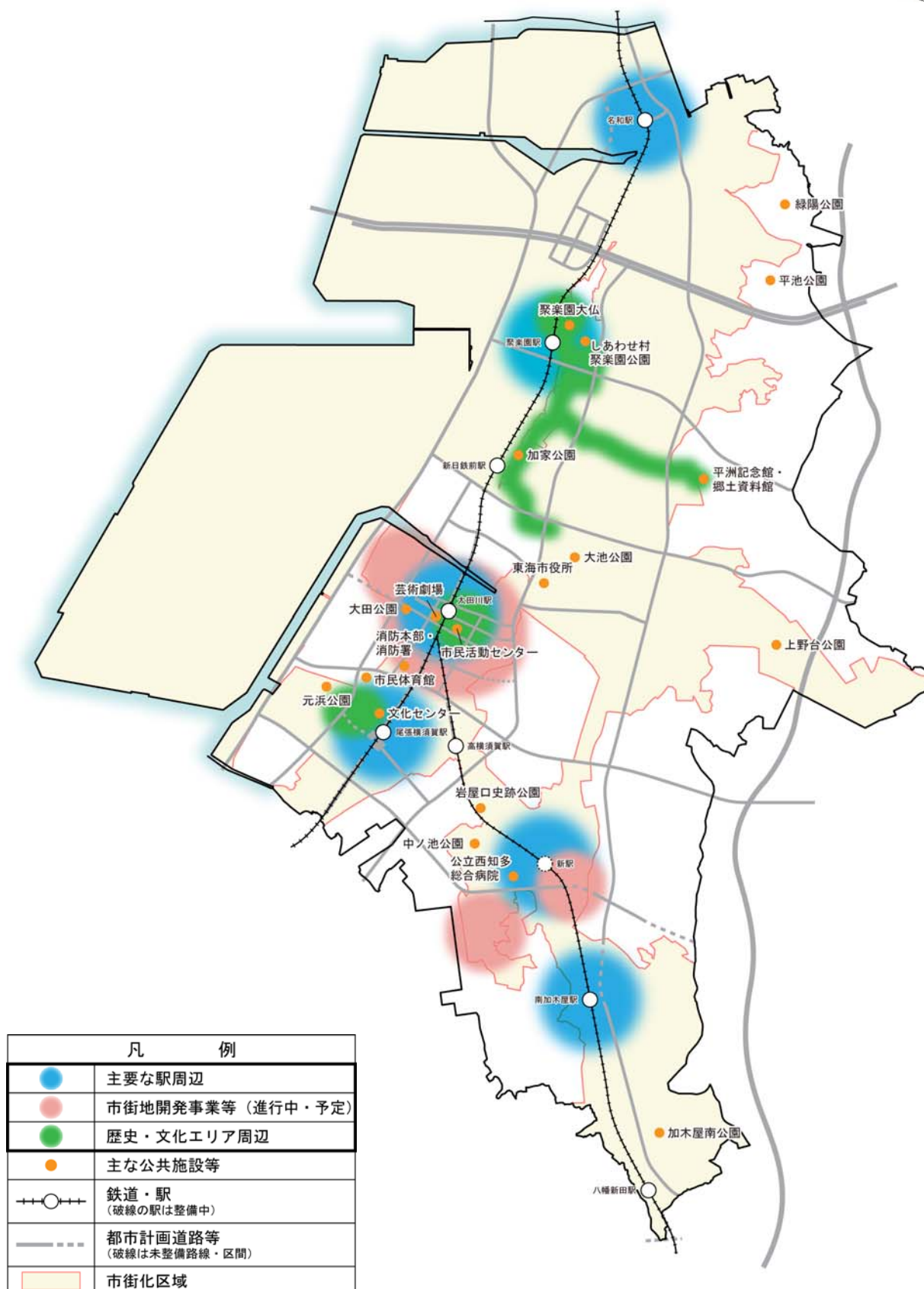
方針3 良好な景観の形成

太田川駅周辺を始めとする市街地開発事業等の都市景観や山車の主要な運行ルート等の良好な景観づくりに必要な地域又は路線を選定して、地域の魅力向上につながるよう無電柱化を推進します。



出典：東海市地域防災計画附属資料（令和2年1月修正）

図－14 無電柱化推進箇所（都市全域の防災性の向上）



図－15 無電柱化推進箇所（安全で安心な道路空間の確保、良好な景観の形成）

Ⅲ. これまでの整備実績

1. 市内の状況

東海市内の道路は、市道のほか国道が 3 路線（一般国道 155 号、一般国道 247 号、一般国道 302 号）、県道が 8 路線（主要地方道名古屋半田線、一般県道東海緑線、一般県道長草東海線等）により構成されています。これらの道路の一部で無電柱化が実施されており、それぞれの道路管理者により管理されています。

表－1 東海市内における道路延長と無電柱化の状況（出典：市政概要 令和元年度版）

		道路延長 (km)	無電柱化済 延長 (km) ※ 2
東海市内の道路		512.02	4.06
	国道	28.40	2.95
	県道	26.31	0.00
	市道※ 1	457.31	1.11

※ 1 市道のうち、2.5m以上で舗装済道路のみ

※ 2 事業中の延長は含まない

2. 市内の無電柱化の実績

（1）大田地区

太田川駅周辺は、市の玄関口にふさわしいにぎわいと魅力を感じられるまちを目標とし、土地区画整理事業を始めとする総合的な整備を進めています。

また、本地区は大田まつりが盛んであることも踏まえ、平成 24 年度（2012 年度）から都市景観や歴史文化資源による景観、防災面に配慮し、太田川駅周辺の都市計画道路では電線共同溝方式による電線類地中化、太田川駅西歩道では裏配線による無電柱化を実施しています。

【事業概要】 ※事業中

延 長：1,570m

事業期間：平成 24 年度（2012 年度）～令和 2 年度（2020 年度）（予定）

事業主体：市



(整備前)



(整備後)

図-16 無電柱化の実績（大田地区）

（２）横須賀地区

横須賀地区は、江戸時代から行われている尾張横須賀まつりや愛宕神社、横須賀御殿跡等の歴史文化資源が多数分布しています。本市では、平成 27 年度（2015 年度）に「横須賀文化の香るまちづくり基本計画」を策定し、無電柱化による道路美装化計画を位置づけました。

また、狭あい道路での整備となり、全国的にも施工事例がないため、中部電力(株)と共同研究を行い、狭あい道路で実現可能な地中化方式を検討し、「小型ボックス活用埋設方式」を採用し、電線類地中化を実施しています。

なお、横須賀駅西通線街路整備事業と合わせて、電線類地中化を実施します。

【事業概要】 ※事業中

延長：510m

事業期間：平成 27 年度（2015 年度）～令和 3 年度（2021 年度）（予定）

事業主体：市



(整備前)

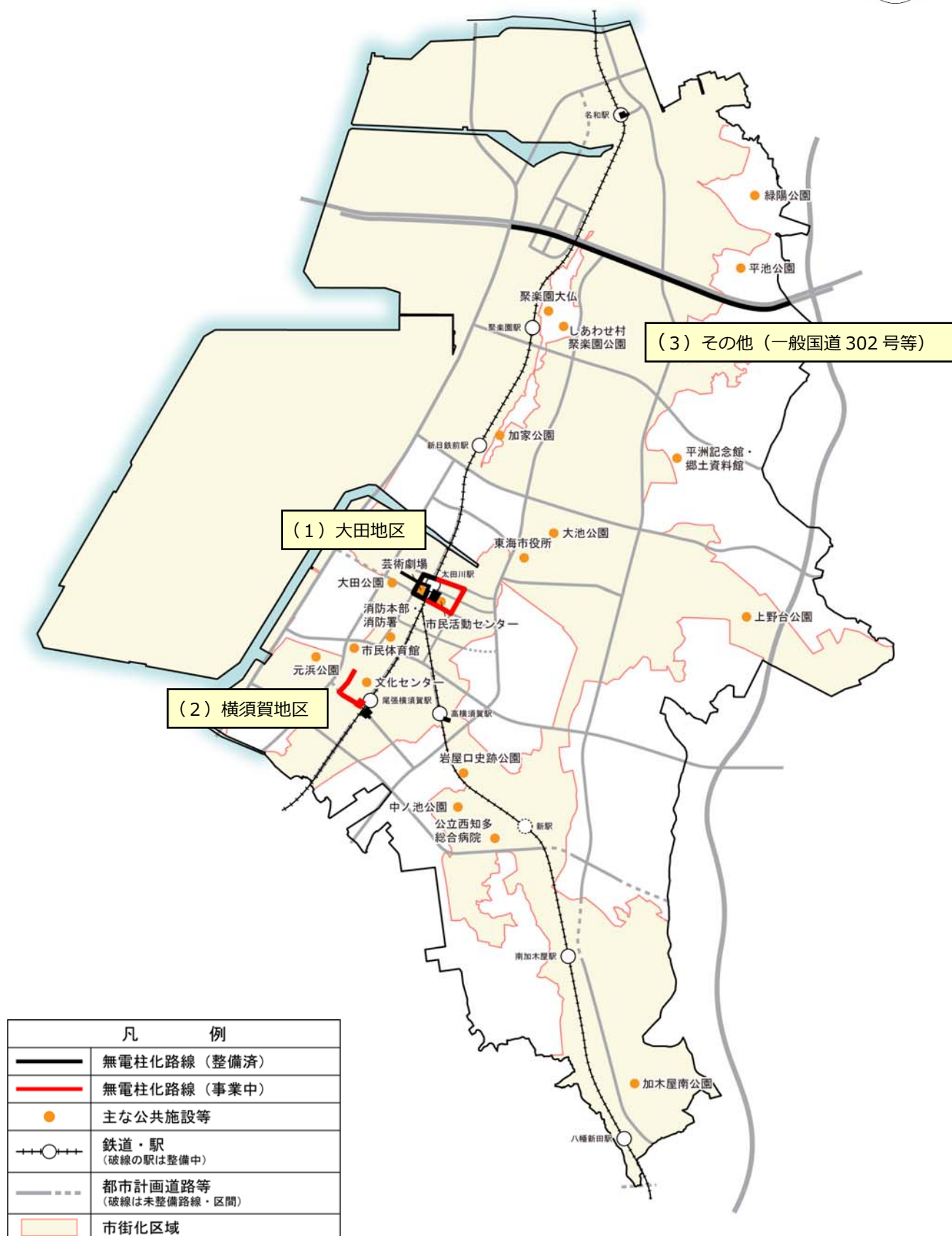


(整備イメージ)

図-17 無電柱化の整備イメージ（横須賀地区）

（３）その他

一般国道 302 号（東海 JCT～大府市境）及び一部の駅前広場において、電線共同溝方式や裏配線による無電柱化が図られています。



図－18 市内の無電柱化の実績（令和元年度末現在）

IV. 整備計画

1. 無電柱化推進計画の期間

令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間とします。

2. 無電柱化の推進に関する目標

無電柱化の基本的な方針に従い、無電柱化を推進する箇所において、多様な整備手法の活用によるコスト縮減や関係者間の連携の強化を図りながら、10 年間で市の管理する道路の延長 3km の無電柱化の推進を目指します。

下記の対象路線等について、地元や関係事業者等と連携を図りながら、無電柱化の合意や整備に向けて推進します。

<対象路線等>

- ・緊急輸送道路のうち「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画（平成 31 年（2019 年）3 月改正）」に位置づけられた広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点、災害拠点病院から航空搬送拠点の拠点間の標準アクセスルート（将来的に(都)養父森岡線が開通することを見据えたルートを指定）
- ・（仮称）東海太田川駅西土地地区画整理事業や（仮称）東海加木屋中部土地地区画整理事業区域内及び周辺における幹線道路等
- ・その他、優先度の高い無電柱化推進箇所

※なお、国道、県道については、当該道路管理者と調整を図りながら、協力を要請します。

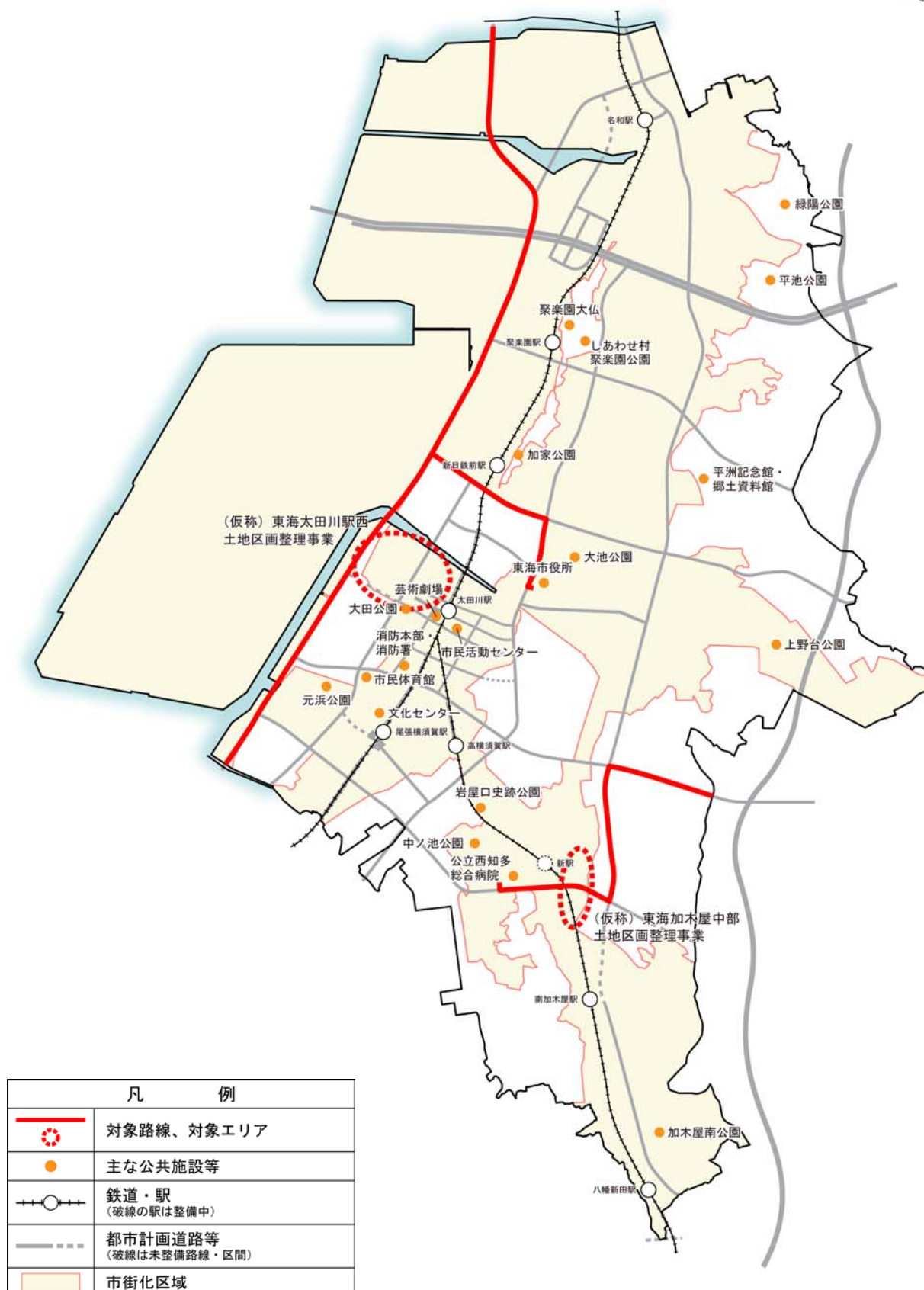


図-19 無電柱化推進計画（R2～R11）対象路線等

V. 無電柱化の推進に向けた施策等

1. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 占用制度の運用

ア 占用制限制度の適切な運用

平成25年（2013年）6月に道路法第37条が改正され、防災上の観点から重要な道路について、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合には、道路管理者が区域を指定して道路の占用を禁止し、または制限することができるよう措置されました。

国及び愛知県は、既に新設電柱の占用制限措置を緊急輸送道路等において実施していることから、本市においても電線管理者への意見聴取を行ったうえで同様の措置の実施を検討します。

また、国において運用方針の検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象拡大等について、国及び愛知県の動向を踏まえて検討します。

【道路法】

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

イ 占用料の減額措置

道路の地中に設置されている電線等について、国及び愛知県の動向を見ながら、占用料の減額措置を検討します。

(2) 関係者間の連携の強化

ア 工事の連携

道路管理者、関係事業者が集まる占用者会議等を活用し、各種工事間の調整を積極的に図ることで、コストの縮減や、工事期間の短縮を図り、地域住民への影響の軽減を図ります。

また、整備する際には、地域住民の十分な理解や協力が必要なことから、無電柱化の意義や必要性について説明し、事業を進めます。

さらに、無電柱化を図る際には、可能な限り地下埋設物の更新時期と調整を行うことで、道路の掘り返し回数を減らすよう努めます。

イ 地上機器の民地活用及び有効活用

地上機器の設置場所について、道路空間に余裕がない場合や良好な景観形成等の観点から道路上への機器の設置が望ましくない場合においては、公共施設の公有地及び民地の空地等の活用を管理者等の同意を得て進めます。

また、必要に応じて地上機器に付加価値を加えることで、道路利用者にとって、有益な施設になるよう、電気事業者と協力しながら検討します。



図－20 地上機器を有効活用した事例（名古屋市、岐阜市）

ウ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえて道路事業等と連携して総合的、計画的に取り組むよう努めます。

また、無電柱化の推進に関する法律第12条に基づき、道路の維持に関するものを除く道路事業及び市街地開発事業等が実施される際に、電線管理者と調整して無電柱化の検討を行い、無電柱化が実施可能な場合は、電線管理者と連携して、効率的に無電柱化事業を推進します。

（3）財源の確保

国の補助制度である社会資本整備総合交付金等の活用及び占用予定者による建設負担金により、整備にかかる費用負担の縮減を図ります。

また、整備には時間と多額の費用が掛かるため地方債も活用し、世代間での公平性を図ります。

2. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 市民等への啓発

無電柱化を推進するためには、市民等の理解や協力が不可欠であることから、「無電柱化の日（11月10日）」等の様々な機会を活かした広報・啓発活動を検討し、無電柱化事業への理解を深めていただくよう啓発に努めます。



図-21 「無電柱化パネル展」の様子（出典：国土交通省 HP）

(2) 無電柱化に関する情報収集・共有

国及び愛知県と連携し、低コスト手法や施工事例、最新技術等を始めとする無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取組について、国や他の地方公共団体との情報共有を図ります。

(3) 計画の進行管理

着実に無電柱化を推進するために、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、実施状況や上位計画の状況等を踏まえて、計画の見直しの必要性等を検討します。

進行管理の手順は、PDCAサイクルを基本として実施します。Plan（計画）で計画の策定・改定、Do（実行）で整備手法の検討及び事業の実施、Check（評価）で実施状況確認・評価及び国等の動向確認、Action（見直し）で社会情勢の変化等を踏まえた計画の見直しを検討し、必要に応じて公表します。

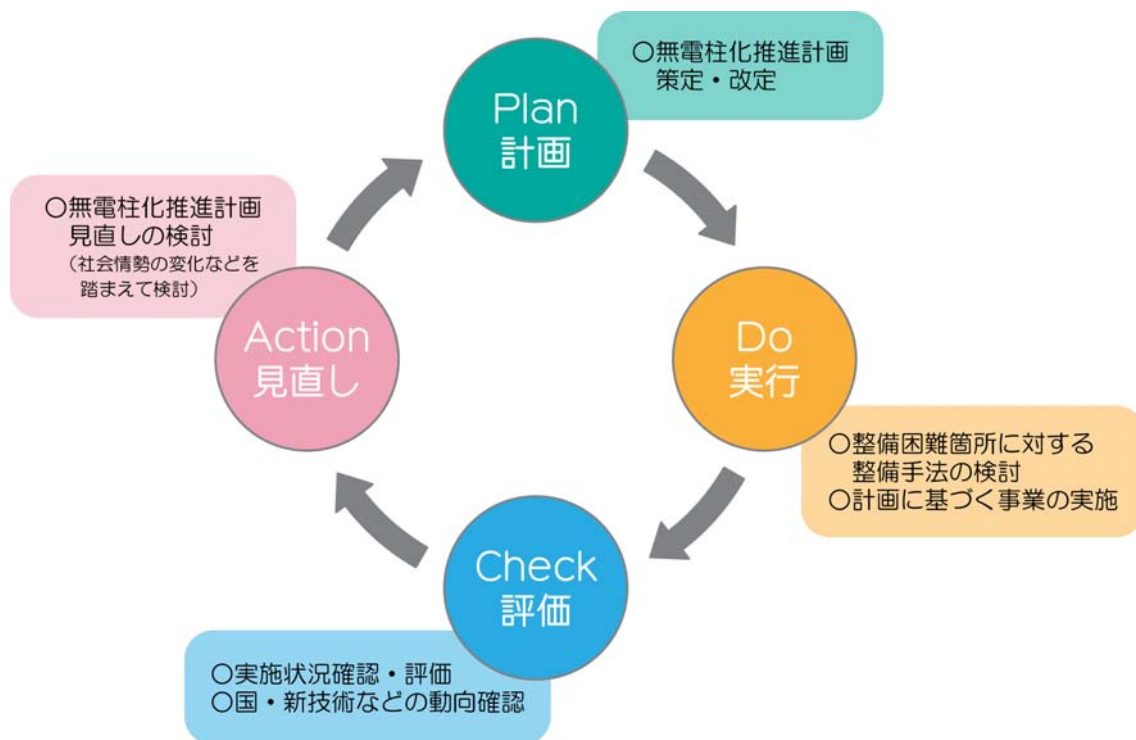


図-22 無電柱化の推進に向けたPDCAサイクル

VI 参考資料

1. 東海市無電柱化推進計画策定体制

(1) 東海市無電柱化推進計画策定委員会

【委員】

区 分	所属・役職	氏 名	備 考
学識経験者	大同大学 教授	嶋田 喜昭	委員長
道路管理者の指名する者	愛知県 知多建設事務所 企画調整監	鵜飼 俊男	
	東海市 都市建設部 部長	野口 剛規	
交通管理者の指名する者	愛知県 東海警察署 交通課 課長	小林 睦夫	
地下埋設物道路占用事業者の指名する者	東邦瓦斯（株） 導管部 本管建設センター 設計課 課長	山本 浩一	
	東海市 水道部 下水道課 課長	八城 淳	
	東海市 水道部 水道課 課長	片岡 靖博	
電気・通信事業者又はその組織する団体の指名する者	中部電力（株）電力ネットワークカンパニー 緑営業所 配電建設課 課長	工藤 敏和	
	エヌ・ティ・ティ・インフラネット（株）愛知支店 渉外・地中化担当 課長	松倉 邦彦	
	知多メディアスネットワーク（株）技術部 設備管理グループ 係長	稲垣 良樹	
	中部テレコミュニケーション（株）ソリューション建設部 課長補佐	成瀬 光人	
各種団体の指名する者	東海商工会議所 専務理事	下村 一夫	職務代理者
	東海市観光協会 事務局長	各務 和彦	

【オブザーバー】

所属・役職	氏 名	備 考
国土交通省中部地方整備局道路部道路管理課 課長補佐	松本 康弘	
愛知県建設局道路維持課 課長補佐	加藤 敬	
NPO法人電線のない街づくり支援ネットワーク 理事・事務局長	井上 利一	

（２）東海市無電柱化推進計画作成のための勉強会

【委員】

所属・役職	氏 名	備 考
都市建設部 部長	花田 勝重	座 長
都市建設部中心街整備事務所 所長	大岩 隆	副座長
都市建設部 部付部長	志賀 雅樹	
都市建設部中心街整備事務所 次長	伊藤 彰浩	
都市建設部土木課 統括主幹	林 尚	
都市建設部都市計画課 課長	津田 誠一郎	
都市建設部都市計画課 統括主任	名古屋 幸司	
都市建設部中心街整備課 課長	花井 範行	
都市建設部中心街整備課 統括主任	柳原 伸裕	
都市建設部市街地整備課 課長	若狭 明朗	
都市建設部市街地整備課 統括主任	山下 一	

【オブザーバー】

所属・役職	氏 名	備 考
副市長	栗原 正夫	

2. 東海市無電柱化推進計画策定経緯

(1) 東海市無電柱化推進計画策定委員会

回 数	開 催 日	内 容
第1回	令和元年(2019年)7月29日	第Ⅰ章～第Ⅲ章
第2回	令和元年(2019年)10月2日	第Ⅳ章～第Ⅴ章
第3回	令和2年(2020年)2月6日	パブリックコメントに関する意見及び市の考え方等

(2) 東海市無電柱化推進計画作成のための勉強会

回 数	開 催 日	内 容
第1回	平成30年(2018年)8月20日	国・県の取組状況について 本市が策定する無電柱化推進計画の構成について
第2回	平成30年(2018年)9月18日	第Ⅰ章～第Ⅱ章
第3回	平成30年(2018年)10月22日	第Ⅲ章～第Ⅳ章
二役説明	平成30年(2018年)11月7日	東海市無電柱化推進計画(案)の中間報告について
第4回	平成30年(2018年)11月19日	第Ⅳ章
第5回	平成30年(2018年)12月17日	第Ⅲ章～第Ⅴ章

(3) 幹部会

開 催 日	内 容
令和元年(2019年)10月15日	パブリックコメントの実施について
令和2年(2020年)2月17日	策定の報告について

(4) 政策調整会議

開 催 日	内 容
令和元年(2019年)10月8日	パブリックコメントの実施について

(5) 東海市議会

開 催 日	内 容
令和2年(2020年)3月23日	策定の報告について

(6) パブリックコメント

実 施 日	内 容
令和元年(2019年)11月15日～12月16日	●場所 市役所 1 階 情報コーナー、しあわせ村文化センター、土木課 ●周知方法 広報とうかい 11 月 15 日号、市ホームページ ●意見書の提出 1 件 (1 名)

3. 東海市無電柱化推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）第8条第2項の規定に基づき、東海市無電柱化推進計画を策定するにあたり、幅広く意見を反映させるため、東海市無電柱化推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 東海市無電柱化推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、市長が次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 道路管理者の指名する者
- (3) 交通管理者の指名する者
- (4) 地下埋設物道路占用事業者の指名する者
- (5) 電気・通信事業者又はその組織する団体の指名する者
- (6) 各種団体の指名する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別な理由があるときは、委員の任期中であっても解嘱し、又は解任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員（代理人を含む。）の4分の3以上の同意により決する。
- 4 委員の意見は、これを尊重するとともに、東海市無電柱化推進計画の策定に反映させるように努めるものとする。

（オブザーバー）

第7条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、都市建設部土木課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

4. 無電柱化済路線

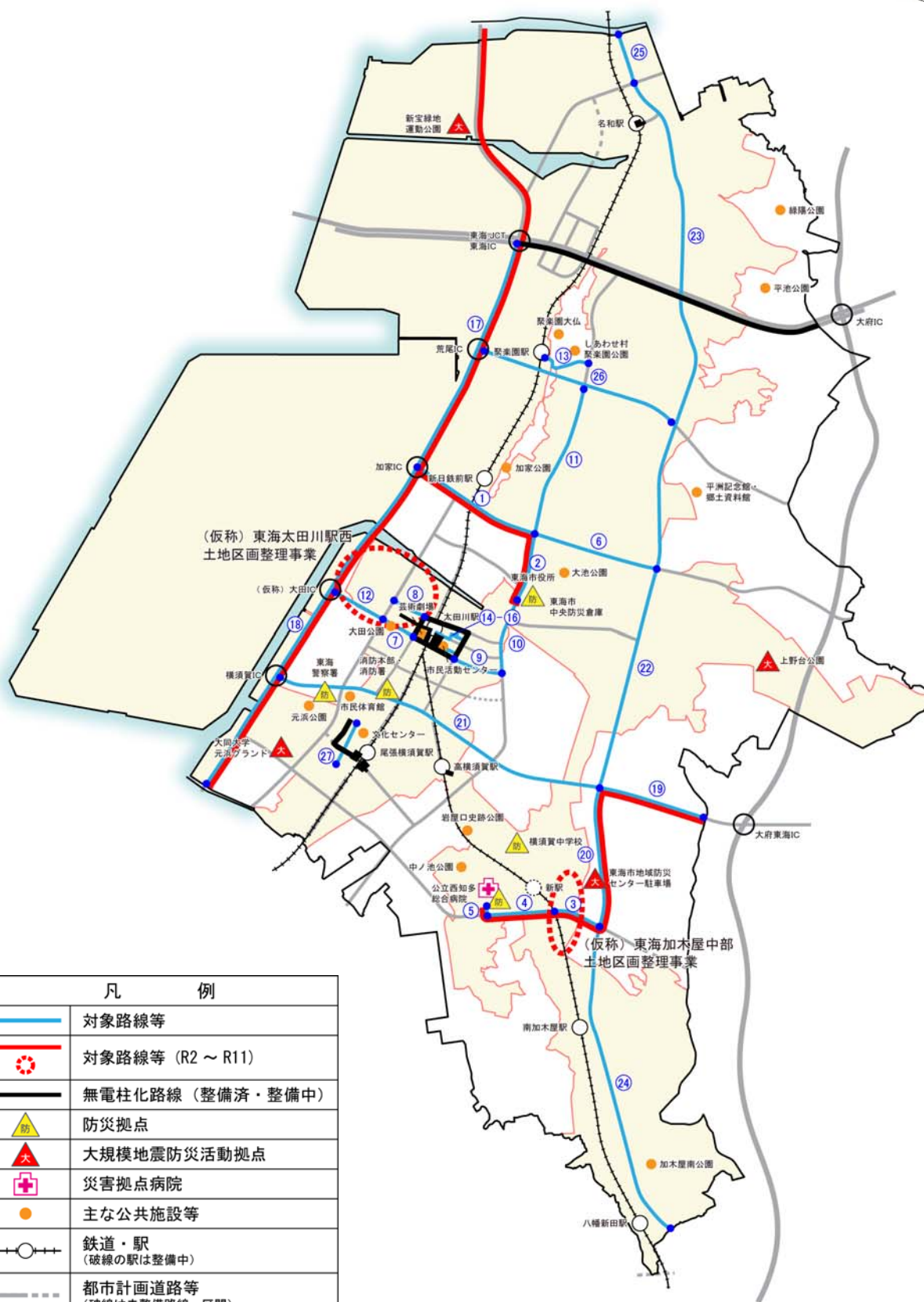
番号	路 線	延長(m)	備考
市道			
1	(都) 太田川駅北線	110	
2	(都) 太田川駅前線	120	
3	(都) 太田川駅西歩道	310	
4	市道四ノ割 6 号線始め 4 路線	350	横須賀文化と山車のみち景観整備事業
5	駅前広場	226	名和駅90m、高横須賀駅66m、尾張横須賀駅70m
合 計		1,116	
国県道			
6	(都) 名古屋環状 2 号線 (国道 3 0 2 号)	2,740	
7	(都) 太田川駅西線 (国道 2 4 7 号)	210	
合 計		2,950	

5. 対象路線等の選定

対象路線等の選定にあたっては、「Ⅱ. 3. 無電柱化の基本的な方針」における方針1～3を基に緊急輸送道路や広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点、災害拠点病院から航空搬送拠点の拠点間の標準アクセスルート（将来的に(都)養父森岡線が開通することを見据えたルートを指定）、主要駅周辺、土地区画整理事業予定区域内及び周辺における幹線道路等の路線を主に抽出しています。また、安全・防災・景観の観点から本計画の10年間で整備を推進する対象路線等を抽出しています。

〈対象路線等〉 ※赤色着色は本計画の10年間で整備を推進する対象路線

番号	路 線	区 間	延長(km)	位置づけ	備考
市道					
1	(都)東海有松線	加家IC～ 大池公園西交差点	1.16	防災	第四次緊急輸送道路 拠点間の標準アクセスルート（広域物資輸送拠点～地域内物資輸送拠点）
2	(都)東海知多線	大池公園西交差点～ 東海市役所前交差点	0.63	防災	第四次緊急輸送道路 拠点間の標準アクセスルート（広域物資輸送拠点～地域内物資輸送拠点）
3	(都)養父森岡線	西知多総合病院東交差点～ (都)名古屋半田線	0.45	防災	第四次緊急輸送道路(予定) 拠点間の標準アクセスルート（災害拠点病院～航空搬送拠点）(予定) ※土地区画整理事業及び養父森岡線街路整備事業と合わせて整備
4	(都)養父森岡線	西知多総合病院交差点～ 西知多総合病院東交差点	0.59	防災	第四次緊急輸送道路 拠点間の標準アクセスルート（災害拠点病院～航空搬送拠点）
5	市道中ノ池1号線	西知多総合病院交差点～ 西知多総合病院	0.09	防災	拠点間の標準アクセスルート（災害拠点病院～航空搬送拠点）
6	(都)東海有松線	大池公園西交差点～ 後田交差点	1.12	防災	第四次緊急輸送道路
7	(都)太田川駅前線	川南新田交差点～ (都)太田川駅西線	0.30	安全・景観	
8	(都)太田川駅北線	(都)大田朝倉線～ 大田町交差点	0.30	安全・景観	
9	(都)太田川駅前線	大田町蟹田交差点～ 大田町細田交差点	0.50	安全・景観	
10	(都)東海知多線	東海市役所前交差点～ 大田町細田交差点	0.66	防災・安全	第四次緊急輸送道路
11	(都)東海知多線	大脇交差点～ 大池公園西交差点	1.35	防災	第四次緊急輸送道路
12	(都)太田川駅前線	大田IC（仮称）～ 川南新田交差点	0.50	安全・景観	※土地区画整理事業及び西知多道路整備と合わせて整備
13	市道寺中坂線	名鉄聚楽園駅～ しあわせ村南交差点	0.44	安全	
14	市道太田川駅1号線		0.30	安全・景観	
15	市道太田川駅2号線		0.05	安全・景観	
16	市道太田川駅3号線		0.11	安全・景観	
合 計			8.55		赤： 3.42 km 青： 5.13 km
国県道					
17	(都)西知多道路 (国道247号)	東海JCT～ 加家IC	2.15	防災	第一次緊急輸送道路 拠点間の標準アクセスルート（広域物資輸送拠点～地域内物資輸送拠点）
18	(都)西知多道路 (国道247、155号)	加家IC～ 知多市境	3.70	防災	第一次緊急輸送道路
19	(都)瀬戸大府東海線 (国道155号)	白拍子橋東交差点～ 大府市境	0.96	防災	第一次緊急輸送道路 拠点間の標準アクセスルート（災害拠点病院～航空搬送拠点）
20	(都)名古屋半田線	白拍子橋東交差点～ (都)養父森岡線	1.22	防災	第二次緊急輸送道路(予定) 拠点間の標準アクセスルート（災害拠点病院～航空搬送拠点）(予定)
21	(都)瀬戸大府東海線 (国道155号)	横須賀IC～ 白拍子橋東交差点	3.03	防災	第一次緊急輸送道路
22	(都)名古屋半田線	後田交差点～ 白拍子橋東交差点	1.98	防災	第二次緊急輸送道路
23	(都)名古屋半田線	名和北交差点～ 後田交差点	4.45	防災	第二次緊急輸送道路
24	(都)名古屋半田線	(都)養父森岡線～ 東浦町境	2.79	防災	第二次緊急輸送道路(予定)
25	(都)名古屋半田線 (国道247号)	天白川～ 名和北交差点	0.44	防災	第一次緊急輸送道路
26	(都)荒尾大府線	荒尾IC～ 寿鎌交差点	1.87	防災	第四次緊急輸送道路
27	尾張横須賀駅周辺 (国道155号)	愛宕神社東側付近～ 玉林寺東側付近	0.41	安全・景観	
合 計			23.00		赤： 8.03 km 青： 14.97 km



凡 例	
	対象路線等
	対象路線等 (R2 ~ R11)
	無電柱化路線 (整備済・整備中)
	防災拠点
	大規模地震防災活動拠点
	災害拠点病院
	主な公共施設等
	鉄道・駅 (破線の駅は整備中)
	都市計画道路等 (破線は未整備路線・区間)
	市街化区域

※数字は対象路線等の表の番号

対象路線等

6. 用語集

【裏配線】

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設する方式。

【官民連携無電柱化支援事業】

地方公共団体が行う道路事業、及び道路事業と一体的に電線管理者が道路上の電柱又は電線の撤去と併せて行う単独地中化事業に対し、国が必要な支援を行う事業。

【緊急輸送道路】

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

【建設負担金】

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」により、電線共同溝の占用予定者が負担する費用のこと。電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額（電線の埋設工事費や再掘削工事費の一部）を勘案して政令の定めにより算出した額のこと。

【広域物資輸送拠点】

国の調整によって供給する物資を被災都道府県が受け入れ、各市区町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて物資を送り出すための拠点。

【航空搬送拠点】

災害時に重症患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための臨時医療施設。

【小型ボックス活用埋設方式】

電線共同溝方式の低コスト手法であり、電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準の改定（平成 28 年 9 月施行）を受け、小型化したボックス内に低圧電力ケーブルと通信ケーブルを同時収容することで、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式。

【災害拠点病院】

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院。災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有する。

【市街地開発事業】

公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業等がある。

【浅層埋設方式】

電線共同溝方式の低コスト手法であり、管路等の（平成 28 年 9 月施行）を受け、管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式であり、埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減や、特殊部のコンパクト化等の特徴がある。

【地域内輸送拠点】

各市区町村が避難所等へ食糧、生活用品を輸送するための仕分け、一時保管機能を持つ場所。

【地上機器】

電線類を地中化する際に地上に設ける機器。保守作業時の切り替えのための多回路開閉器や、高圧の電気を一般家庭用の低圧の電気に降圧させる変圧器がある。

【電線管理者】

電気事業者、通信事業者、公安委員会等道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者。

【特殊部】

分岐部、接続部ならびに地上機器部等の総称。分岐部とは、電線の需要家への配線等のために設ける分岐のための部分。接続部とは、電線を接続するために設ける部分。

【土地区画整理事業】

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

【軒下配線】

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。

【防災拠点】

災害時に物資の備蓄や応急救護、情報の収集・伝達など様々な応急災害対策活動の拠点となる施設や場所。

【無電柱化】

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線をまとめて収容する電線共同溝等の整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線等により道路から電柱をなくすこと。

東海市無電柱化推進計画

発 行  東海市
発 行 日 令和2年3月
編 集 都市建設部 土木課
問い合わせ 〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
TEL : 052-603-2211・0562-33-1111 (代)

